

# 特定子ども・子育て支援施設等 実地指導基準

板橋区子ども家庭部子ども政策課指導検査係

●判定の内容

判定区分	内容
文書指摘	指導基準に適合していない
口頭指摘	指導基準に適合していないが、改善が容易な事項

## 目 次

1 趣旨	3
2 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	3
3 利用料及び特定費用の額の受領	3
4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	4
5 法定代理受領の場合の読替え	4
6 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	5
7 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	5
8 秘密保持等	5
9 記録の整備	6

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）に基づく確認指導実施基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準
1 趣旨	1 支援法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。	1 基準第53条第1項		
2 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 基準第54条第1項	1 提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	1 提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。 【記録すべきもの】 ・提供した日及び時間帯 →園日誌、タイムカード等 ・具体的な保育内容等 →保育日誌、児童票等
3 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。))に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。  2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 基準第55条第1項  2 基準第55条第2項	1 利用保護者から、契約で定めた利用料の支払いを受けているか。  1 特定費用の支払いを保護者から受ける場合、用途、額、理由を書面で明示しているか。  2 特定費用の支払いについて、保護者に説明し、同意を得ているか。	1 契約時に利用料を定めていない。  2 特定費用に係るものを除く利用料の額が、契約時の取り決めと異なる。  1 特定費用の支払いを保護者から受ける場合、用途、額、理由を書面で明示しているか。  2 特定費用の支払いについて、同意を得ているか。(書面での同意が望ましい。)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）に基づく確認指導実施基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準
4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p>	<p>1 基準第56条第1項</p> <p>2 基準第56条第2項</p>	<p>1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を発行しているか。</p> <p>1 利用料等を支払った利用保護者に対して、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額、その他必要事項を記載した、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。</p>	<p>1 領収証を発行していない。</p> <p>2 領収証において、利用料の額と特定費用の額とを区分していない。</p> <p>1 利用保護者に対して、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供証明書に記載すべき事項（子ども・子育て支援の内容、費用の額等）が不足している。</p>
5 法定代理受領の場合の読替え	<p>1 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。</p>	<p>1 基準第57条第1項</p>		

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）に基づく確認指導実施基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準
6 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 基準第58条第1項	1 利用保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときに遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	1 利用保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときに、直ちに意見を付して、その旨を区に通知していない。
7 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 基準第59条第1項	1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用の負担の有無によって、差別的取扱いをしていないか。	1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用の負担の有無によって、差別的取扱いをしている。
8 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 基準第60条第1項  2 基準第60条第2項  3 基準第60条第3項	1 施設若しくは職員及び管理者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。  1 職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者等に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。	1 施設若しくは職員及び管理者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしている。  1 職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。（就業規則への規程、雇用契約書上の取り決め等）  1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者等に対して、利用子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）に基づく確認指導実施基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準
9 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 基準第61条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。
	<p>整備すべき諸記録</p> <p>・職員関係  履歴書 / 資格証明書（保育士証等） / 労働者名簿（採用年月日がわかるもの） / 雇用契約書  出勤簿（タイムカードなど勤務実績がわかるもの） / 賃金台帳 / 職員健康診断記録 / 検便結果記録</p> <p>・設備関係  施設平面図</p> <p>・会計関係  予算・決算関係書類 / 経理帳簿類（現金出納簿等）</p>			
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	2 基準第61条第2項	1 第54条に規定する特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条に規定する区への通知を、完結の日から5年間保存しているか。	1 第54条に規定する特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条に規定する区への通知を、完結の日から5年間保存していない。